

求職者総合支援センターの運営に関する要請事項

2009年（平成21年）9月16日
日本弁護士連合会

- 1 求職者総合支援センターにおける求職者に対する就業・生活に関するワンストップサービスの実施にあたっては、各地の弁護士会と連携して同センター内に弁護士を配置し、多重債務、生活保護、解雇、賃金未払いなどの生活及び労働問題などの法律相談に広く対応できるよう、体制構築に配慮されたい。
- 2 同センターで相談しアドバイスを受けた相談者が、例えば、紹介された自治体の貸付や給付の窓口をたらい回しになり、結局、状況が改善されないという結果にならないよう、弁護士や生活困窮者支援にあたるNPOなど、相談者の実情、現場の実態をよく知る民間の意見をフィードバックして、相談・支援機能を充実していくことも重要である。

また、就業や生活上の問題を抱えた方が前途の希望を失う前に相談を受け解決策を見出せるよう、野外相談などのアウトリーチ型の相談会の開催、住民の生活に身近な自治体の窓口等との連携などにより、問題を抱えた方を早期に「発見」し、適切な相談機関に円滑に「つなぐ」ことも重要である。

そこで、求職者総合支援センターの運営にあたっては、すでに各地に設置されている多重債務対策協議会の取組などを参考にし、都道府県・市町村の関係部局、弁護士会、生活困窮者支援活動を行っているNPO、ハローワーク、不動産業協会などを構成メンバーとする連絡協議会を設置して、相互の連携をはかり、相談・支援機能を充実、強化されたい。

以上